

令和3年度 父親による子育て推進事業「サツパパ」啓発動画制作業務 仕様書

1 業務の背景及び目的

札幌市が平成30年度に行った「札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」によると、「時間がない」「長時間勤務」といった理由により、父親が子どもと過ごす時間は母親よりも短い傾向がみられ、父親が家事・育児に十分に参画できないことが、母親の家事・育児の負担につながっているものと考えられる。新しい生活様式以降は、内閣府の全国を対象とした「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によると、子育て家庭のおおよそ半数で働き方の何らかの変化を経験し、そのうち、家事・育児に関する夫の役割が増えた家庭においては他の条件に比べ、父親・母親ともに生活満足度の低下幅が小さい傾向にあった。また、夫の役割が増えた家庭では、夫妻の関係性が「良くなった」「やや良くなった」と約4割が回答している。このことから、父親が自分のライフスタイルやスキルに合わせて、子どもに積極的に関わることの重要性や意義を広く啓発し、子育てに父親の力を発揮することで、各家庭における子育て力の向上を目的とする。

2 業務履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 業務内容

(1) 啓発動画の制作

事業名「サツパパ」、キャッチコピー「こそだてに、パパのチカラを。」の周知及び意識啓発につながるような動画の企画・制作を行うこと。具体的な内容は、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議のうえ決定する。

受託者は決定した事業内容に基づく制作、運営などの業務全般を行い、それに係る連絡調整および費用の支払い等を行うこと。

ア 0～1歳程度の子どもを持つ子育て家庭をメインターゲットとし、この対象者の共感が得られるよう配慮すること。上記1業務の背景及び目的にもあるとおり、動画は、特に父親がより子どもと関わりたいと思えるきっかけや気づき、父親としての自覚等をテーマとし、父親の自発的な子育てを促すことができるような内容とすること。

例：父親が自発的に子どもと関わることにより、父親・母親のどちらかに家事や育児が偏ることなく、夫妻の関係性が改善したり、夫妻ともに生活への満足や子どもに対する気持ちのゆとりを感じられる等のメリット。

例：父親の「子育てあるある」や父親ならではの工夫、父親だからこそ感じられる子育ての楽しみや喜びなどのエピソードをコンパクトに紹介した内容。

イ 動画は、1つのテーマにつき15秒程度とし、2つ以上のテーマとする。

ウ 動画は、札幌市公式サイト、YouTube、Twitter、市所管のサイネージ、イベント会場等での放映を想定しているため、これらに適した動画とし、消音時でも分かるように字幕を付ける等配慮を行うこと。

- エ 各動画には、上記事業名およびキャッチフレーズを入れ、各動画の文字フォントや音楽・映像の種類など統一感を持たせること。
- オ 動画ごとに適した BGM や効果音を使用すること。
- カ 動画ごとに、動画のポイントが分かる様なカット（例えば、ファーストカットやラストカットを抜粋した画像）でサムネイル用の静止画を制作すること。
- キ 画質はフル HD、画角（アスペクト比）は 16：9、ファイル形式は MP4 とする。
- ク 映像の種類については、セル画アニメーション、CG 又はこれらの合成等、映像表現方法は問わない。

(2) 静止画データの作成

- ア ポスター・チラシ及び広報さっぽろ等に使用するために、事業がひとめで分かり印象に残りやすい静止画データを制作する。
- イ 上記（1）を用いたデザインとし、テーマごとに静止画を作成する。
- ウ データを印刷することを想定しているため、静止画データは縦型のレイアウトとする。また、B3 サイズへの印刷に適した画像解像度とし、納品時のファイル形式は協議のうえ、委託者が指定する形式（Illustrator、JPG、PNG、PDF など）とする。

(3) 動画のテーマ及び内容の決定については、委託者との協議の場を制作物ごとに 1 回以上設けること。また、制作にあたっては、委託者に適宜、修正等の有無を確認し、進捗を報告すること。

(4) 制作するにあたって、出演者やナレーター、イラストレーター、機材等が必要な場合は、受託者がそれらを確保し、制作に係る一切の経費を受託者が負担すること。

(5) 制作物に必要な許可申請等の手続きについては、受託者が行い、その費用についても受託者が負担すること。なお、本市の市有施設などを使用するに当たり、本市の手続きが必要な場合は、別途協議すること。

(6) 納品前に本市職員同席のもとプレビューを行うこと。

4 業務完了報告書等について

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届、業務報告書及び成果物を提出すること。

- (1) 業務完了届 1 部
- (2) 業務報告書 2 部
- (3) 成果物のデザインデータ等を取めた CD-R 又は DVD-R 等の記録媒体 2 枚

5 著作権について

(1) 受託者は本業務の成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(2) 受託者は委託者に対し、本業務の成果物が第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。また、

委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

- (3) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (4) 本業務の制作物は、委託者又は委託者の指定する者が使用するほか、インターネット上やイベント等にも使用する。本業務の制作物は、少なくとも令和5年度末までは無償かつ受託者等の許諾なしに使用できるものとする。
- (5) 本業務において使用する写真、イラスト及び文字等が受託者以外の者の著作物である場合には、その著作物の使用について、著作者に説明しその承諾を得るなど必要な手続きを取り、著作者と委託者との間に著作権法上の紛争が生じないようにすること。

6 経費

本業務の実施に要するすべての経費は、委託料に含むものとする。

7 その他留意事項

- (1) 他人・団体の権利を侵害しないよう十分留意すること。また、個人情報を取扱う場合は、札幌市個人情報保護条例を順守するとともに、その取扱いを厳重に行うこと。
- (2) 業務遂行にあたっては、「障害者差別解消法」及び「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」等の趣旨に配慮した対応を行うこと。
- (3) 契約の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。
また、本市が提供する資料等を第三者に提供したり、業務遂行目的以外に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (5) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (6) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ること。
- (7) 契約の履行にあたっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、双方が協議をして、これを処理すること。

8 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含むすべての情報については、本業務の履行に限って使用することとし、本契約の履行期間及び履行後において、第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持及びデータの取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

9 その他

- (1) 本業務履行にあたり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業

務処理責任者を変更した場合も同様とする。

- (3) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。
ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 受託者は、委託者に提示した企画提案した内容について、誠実にこれを履行するものとする。
- (7) 委託者から、企画提案事項及びそれに関係する事項について報告を求められた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告するものとする。
- (8) 委託者は、企画提案事項について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、受託者に対し履行するよう指示できるものとし、指示を受けた受託者は速やかに履行するものとする。
- (9) 委託者は、前記(8)の指示を受けた受託者がその指示に従わない場合又は企画提案事項の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除することができる。
- (10) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。

10 担当

札幌市子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

電話：(011)211-2988 FAX：(011)231-6221 担当：高橋・工藤